

ー都税についてのお知らせー

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和4年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和4年1月31日（月）

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告（eLTAX:エルタックス）もご利用できます


ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/15（土）、1/16（日）、1/22（土）、1/23（日）、1/29（土）、1/30（日）

<eLTAX 利用時間>

8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※1/15（土）～1/31（月）はメンテナンス時間を除き24時間利用可能です。

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。
なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【 ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、
e-Tax ホームページ（ <https://www.e-tax.nta.go.jp/> ）をご覧ください。



認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます



減額の対象となる住宅

- ①令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間	新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）
減額される税額	当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。「東京共同電子申請・届出サービス」HPによる申告も可能です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。



主税局ホームページ

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

【税額の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{住宅の価格} & - 1,300 \text{万円} = \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} & \times \frac{3}{100} \text{（税率）} = \text{税額} \end{aligned}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索



【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

ー都税についてのお知らせー

23 区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)



～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住 宅 用 地 と は	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○ 住宅を新築・増築した場合 ○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○ 住宅を建て替える場合 ○ 家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合 ○ 土地の用途（利用状況）を変更した場合 ○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申 告 方 法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申 告 期 限	令和4年1月31日（月）

詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班



主税局ホームページ
住宅用地の申告等について

— 都税についてのお知らせ —

耐震化のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23 区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和 4 年 3 月 31 日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から 3 年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の 2 月末
（1 月 1 日新築の場合は翌年の 2 月末）

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、令和 4 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で 1 戸あたり 120 m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から 3 か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eTAX による提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告義務化

検索



東京都主税局 HP



● 電子申告の利用方法や利用手続について

eTAX ホームページ

エルタックス

検索

● 国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

【お問い合わせ先】 前送付物（プレプリント申告書）から、東京都に eLTAX の利
東京都自動車税コールセンター 、申告書等の送付を取りやめました。
03-3525-4066（平日 9 時～17 時）
なお、納付書（ムハーパー税）については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期

令和 3 年 1 0 月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都に eLTAX の利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和 3 年 9 月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

令和 3 年 10 月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。
- 法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和 2 年 10 月以降発送分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP（法人二税チラシ）



主税局 HP（事業所税）



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>



eTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

—都税についてのお知らせ—

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申 込 方 法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申 込 期 限	令和4年2月28日（月）までにお申込みをいただいた方には、令和4年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



利用できるアプリ(令和4年1月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

生産性革命の実現に向けた

固定資産税の特例措置の拡充・延長について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長しました。

軽減措置の対象

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となりました。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1% 以上向上しているものであること

適用期間

令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0 以上 2 分の 1 以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。
※東京都（23 区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

主税局 コロナ 生産性革命

検索



ー都税についてのお知らせー

期間入札による公売(不動産等)のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却(公売)します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

公 告 日	令和 4 年 1 月 14 日(金)
入 札 期 間	令和 4 年 2 月 3 日(木)～令和 4 年 2 月 10 日(木)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎 23 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開 札 期 日	令和 4 年 2 月 15 日(火) 午前 10 時から
開 札 場 所	各公売担当部署において開札を行います。
実 施 機 関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問合せ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内>https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の減額要件の緩和 (新型コロナウイルス感染症の影響がある場合)

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

①現行制度

昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築された住宅を取得したとき、以下の全ての要件を満たす場合に、当該住宅が新築された時点に応じて、不動産取得税の一定の額が減額されます。

- (1) 住宅の床面積が 50 m²以上 240 m²以下であること
- (2) 住宅を取得後に耐震改修を行い、建築士等により新耐震基準に適合していることが証明されること
- (3) 取得日から 6 月以内に、耐震改修工事後の住宅に居住すること



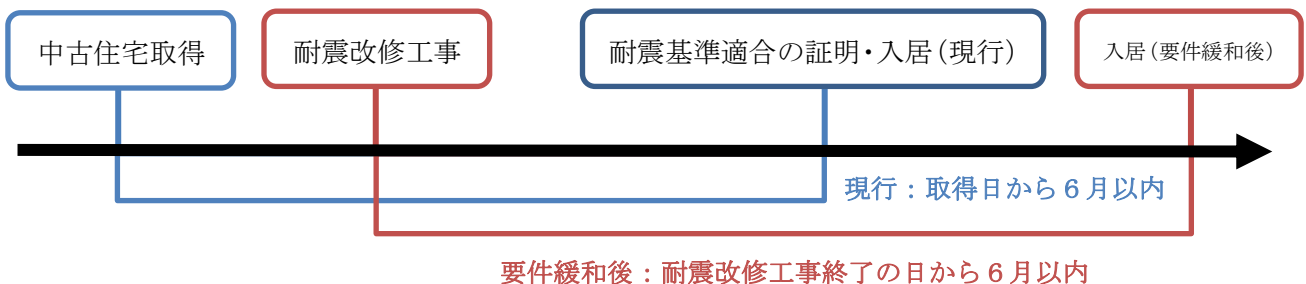
②緩和要件の対象

以下を全て満たすこと

- (1) 以下のいずれか遅い日までに耐震改修の契約が行われていること。
 - ア 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した日から 5 月を経過する日
 - イ 令和 2 年 6 月 30 日
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震基準不適合既存住宅の取得日から 6 月以内に居住の用に供することができなかったこと

③要件緩和の内容

上記②を満たす場合、上記①(3)の要件が「耐震改修工事終了の日から 6 月以内」に緩和されます。(令和 4 年 3 月 31 日までの居住に限ります。)



申告方法等は、住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
詳細は、主税局 HP をご覧ください。

主税局 耐震基準不適合

検索



新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、 来所不要な手続をご利用ください

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続の例

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納 税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請・
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索